

国民所得勘定について

—はじめて本書を利用する人のために—

I	まえがき—国民所得統計の発展とその役割	207
II	基本的概念	210
	1. 生産物の測定	210
	2. 「国内」と「国民」の概念	212
	3. 「総」と「純」の概念	213
	4. 評価の問題	214
III	国民所得勘定の体系	215
	1. 部門分割	216
	2. 経済活動の識別	217
	3. 取引の形態	218
	4. 取引記録の基準	219
	5. 国民所得勘定の構成	220
IV	わが国の国民所得勘定	227
	1. 現行勘定体系の概要	227
	2. 現行勘定体系の特徴と問題点	232
	参考 勘定と表の見方	233
V	勘定項目の定義と推計方法	234
	第1表 国民総生産と総支出	234
	第2表 個人所得とその処分	237
	第3表 財政収支	238
	第4表 海外収支	244
	第5表 総貯蓄と総資本形成	246
	第6表 産業別国民所得	249
	第7表 分配国民所得	250
	第8表 国民総支出	261

第9表 実質国民総支出.....	269
付 デフレーター算出方法.....	270
参考 季節調整済年率について.....	271

国民所得勘定について

—はじめて本書を利用する人のために—

I まえがき——国民所得統計の発展とその役割——

国民経済の活動を総合的・体系的に統計であらわす方法を、一般に「国民経済計算」とよぶが、これは現在のところ「国民所得勘定」、「産業連関表」、「資金循環表（マネーフロー表）」、「国民貸借対照表」および「国際収支表」の5つからなる。国民所得統計と称せられる一群の統計は、その伝統も古く、これを一定の形式で整理した「国民所得勘定」は、現在、もっとも広く利用されている。

国民所得統計の初期の段階においては、欧米諸国においても、もっぱら「国民所得」ないし「国民分配」の総額の推計に重点がおかれていた。しかし、その後における国民所得研究の発展ならびに、利用の増大につれて、たんに、総額の推計のみならず、国民所得の構成内容の把握と、さらに部門間取引の形で経済循環をあらわす——いわば経済の「解剖学」ともいうべき、国民所得勘定の構成と、さらに進んで経済の「生理学」ともいうべき「国民所得分析」の問題があらたな重点として追加された。

この分野に関する研究は、1930年代の不況期、および、第2次大戦中に、急速な進歩をとげた。こんにちの国民所得勘定の基礎は、この時代においてJ.M. ケインズの創意とそれをひきついだ多くの学者・専門家の手によってきづかれたのである。

ここで、国民所得勘定とよんでいるものは、従来、「国民所得計算」あるいは、狭義の「国民経済計算」といわれてきたものであり、国民経済を、あたかも一つの巨大企業のように見立てて、その活動によって生ずる生産物、あるいは所得の流れを、企業会計に準ずる社会会計の方式を採用していくつかの勘定形式にとりまとめ、それによって経済循環の構造を叙述する体系を指している。

このように、国民所得勘定は、国民経済の活動を、社会生産物ないしは国民所得の循環に即して巨視的にとらえる経済理論を背景にもつとともに、他方、統計的な分析手段であるところに特徴がある。

さて、わが国における国民所得推計は、すでに明治30年代に民間学者によっておこなわれており、その後も、学者あるいは民間団体によって、各種の国民所得推計が試みられた。

しかし、政府による公式推計は、大正14年についての内閣統計局の調査が最初であった。

その後、昭和5年および10年について同じ内閣統計局により、また昭和14～19年度について大蔵省が推計を行なった。これらの政府による推計は、生産面からの接近法による「生産国民所得」が主流をなしていた。

しかし、国民所得勘定が現在のような形式を整える出発点となったのは第2次大戦後のことである。まず昭和22年に、国民所得推計は大蔵省から経済安定本部に移管され、米国戦略爆撃調査団の要請によって、昭和15～19年についての国民総支出がはじめて推計された。同時に、占領軍総司令部の指導のもとに、従来の生産国民所得から「個人所得」、「分配国民所得」および「国民総支出」の推計に重点がおかれるようになり、米国方式による国民所得勘定が主流となった。

昭和27年には、26歴年について、ほぼ現行の体系に匹敵する、米国方式に範をとった国民所得勘定がつくられた。以後各年度の国民所得報告は、閣議に報告され、政府から公式に発表されることとなった。

他方、国際連合統計委員会を中心とする国民所得勘定体系の専門的研究および国際標準化の活動も活潑であって、すでに、昭和22年には「国民所得の測定と社会勘定の構成」(議長R. ストーン)なる報告書が発表されていたが、昭和27年には、国民所得専門委員会(議長R. ストーン)による上記報告書の改訂を意図した「国民勘定体系と付属表」なる報告案が各国に送付され、翌28年同報告が統計委員会によって採択された。これが、国連標準方式(SNA)と通称されるものである。(SNAは、昭和35年に改訂がおこなわれて、現在に至っている。)

国連統計局は、SNAのECAFÉ地域版ともいうべき、「ECAFÉ地域諸国のための国民勘定体系」なる覚書を作成したが、昭和28年ECAFÉ地域統計家会議において討議、採択された。これが、いわゆるECAFÉ方式と通称されるも

のである。

わが国の国民所得勘定体系は、これら国連統計局を中心とする国際標準方式に対して注目しながら、他方、わが国の特殊事情をも考慮しつつ、本書に示されるような体系に発展してきたのである。端的に言えば、わが国の国民所得勘定は、ECAFÉ方式に近いものであるが、しかし、中心概念としてECAFÉ方式の「国内」生産を採用せず、「国民」生産をとっていることをはじめ、可能な限り、先進諸国の方式のうち消化しうる点を織込む努力をしてきたことに特徴があるといえる。

先進諸国におけるその後の国民経済計算の整備充実の機運にともない、わが国においても、昭和34年から国民経済計算調査委員会が経済企画庁に設置され、昭和36年度末まで、主として理論的研究がおこなわれて、その成果は、「国民経済計算調査委員会報告」としてとりまとめられた。つづいて、具体的計数の評価、検討を中心とし、なかんづく、国民所得勘定と産業連関表(さらには、他の経済計算)との統合を推進するために、昭和38年、国民経済計算審議会が設けられ、目下、その審議に当たっている。

では、国民所得勘定の果す役割はどのようなものであろうか。こんにち、政府の政策樹立の面においてはいうまでもなく、産業界、学界等においても、ひろく国民所得勘定が利用されているが、それは、国民所得勘定が以下に概括するような側面について、有効な役割を果すと考えられているからである。

第一に、国民所得勘定は、一定期間における国民経済の活動の総合的な成果を示すことができる。その中心的な概念は、国民所得ないし国民総生産(GNP)であり、これによっていわゆる経済成長率が算定され、ひろく利用されていることは、こんにちの常識的一例である。

第二に、国民所得勘定は、経済循環を経済の主体および経済活動というふたつの基本的観点によって敘述し、所得の分配や、産業別の構成の変化等を示すことによって、経済の構造を解明することができる。

第三に、国民所得勘定の描き出す経済活動の相互関係を知ることにより、さらに、国民所得概念の整理と統計の整備を援用して、経済活動の因果関係の誘

導への道を拓くことができる。これは、いわゆる国民所得分析の分野であるが、これによって、長期、短期の経済計画の作成にたいしても有効な基礎的資料を与えることができる。

Ⅱ 基本的概念

1. 生産物の測定——中間生産物と最終生産物、および帰属計算

国民所得とは、一定期間（通常は1年）において、国民によって生産された純生産物（付加価値）の合計である、と定義できる。

このように国民所得の基礎にある概念は「生産」ということである。一般に生産とは各種の財貨とサービス（用役）をつくり出すことである。しかし、このようにひろい意味での生産が、すべて、国民所得に計算される生産物をつくり出すとはかぎらない。たとえば、家庭において主婦がつくり出す料理や衣服や各種のサービス、日曜大工の産物や、アマチュア無線家のつくり出すラジオ受信機などはどういうことになるのであろうか。

貨幣経済のもとにおいては、市場において貨幣と交換される財貨・サービスは、すべて生産の概念に含まれると考えられる。そこで、まず、つくり出される財貨・サービスが市場において貨幣と交換されるか否かの点を一つの基準としたらどうだろう。この考え方をとるならば上記の例は、市場向けの生産物ではないから、国民所得の計算対象から除くべきだという解答が出る。

それならば、農家において生産し、消費される作物についてはどうであろうか。また、借家に住んでいる勤労者が、毎月家賃を支払っているのは、住宅のつくり出すサービスに対する対価であると考えにしても、持家に住んでいる場合には、その住宅のサービスはどう考えるべきであらうか。これらも市場において貨幣との交換がなされないから、国民所得の計算対象から除くべきであらうか。

こうなると市場における貨幣との交換という基準も、ちょっと怪しいものではないかという気持が生ずるのであろう。事実、その危惧のとおり、後者の例の場合は、ともに、国民所得の計算対象に入る生産物なのである。

いったい、どのようにして、国民所得の計算対象に入る生産物と入らない生

産物とを区別するののかという疑問が生ずるにちがいない。

現在の通説では、つぎのような原則によって、国民所得の計算対象に入るべき生産物の大わくを定めているのである。すなわち、

「原始生産者——農林水産業、鉱業などに従事する生産者——の場合には、交換されると否にかかわらず、すべての原始生産物が計算対象に入り、それに加えて、生産され交換される上記以外の財貨・サービスが計算対象に入る。

原始産業いがいの産業に従事する生産者の場合には、彼らにも原始生産物があればその全部と、原始生産物いがいの生産物のうち交換にあてられたものの全部と、さらに、彼らが、その販売を業としながら、しかし交換にあてられなかった生産物の部分とが計算の対象に入る。」

この原則の結果として、一般に、生産者が自己の業をはなれて生産し、自身で消費する非原始生産物の部分は、計算対象から除かれることになる。

この原則にしたがうと、上記の農家の自家消費部分は、農業生産物に含めて計算の対象となる。また、持家における住宅サービスは、住宅所有自体が国民所得勘定においては業とみなされる特殊事情のもとでは、やはり、計算の対象に入れられる。このように、市場において交換にあてられない生産物を、交換された場合と同様に計算の対象に含める擬制を、「帰属計算」とよんでいる。このほかに、重要な帰属計算としては、金融業の生産物と、現物給与がある。

国民所得の計算対象に入るべき生産物の範囲はいちおう明らかにされたが、国民所得となるのは、さらに限定された「純生産物」の合計でなければならない。

一定期間において市場で取引される財貨・サービスを、たんに合計するならば、同一の生産物が、幾回となく計上されることになる。求めるものは、真に重複計算のない生産物の価値である。「純生産物」の合計という場合の「純」とは、国民経済の全生産物——上記で、国民所得の計算対象に入ると定めた生産物の総計——から、生産物を生産するために投入された生産物の価値、すなわち、原材料などの「中間生産物」を差引くか、あるいは、個人や政府の消費、

資本形成（投資）および輸出に仕向けられる「最終生産物」を合計するか、によって求められる重複計算のない生産物の価値という意味における「純」なのである。

純生産物の合計である国民所得は、上述のことから、つぎの3つの接近方法によって求められることが暗示される。

第①は、個々の生産者の総生産高から、他の生産者からの購入分を差引いた剰余、すなわち、生産に対する寄与をあらわすところの付加価値を合計することである。

第②は、当該期間においては、もはや転売されることのない消費、資本形成および輸出など、最終生産物に対する支出を合計し、輸入分を調整することである。

第③は、上記第1の内容で暗示されるように、生産者の剰余は、その生産に参加した労働、資本、土地などの「生産要素」に対する費用（すなわち「要素費用」）に等しいから、賃金、利潤、およびその他の要素サービスに対して支払われる所得、すなわち、「要素所得」を合計することである。

これら3者の接近法によって求められる合計は、源泉別（産業別または制度別）、最終支出別、および分配別の生産物の総価値を示すものであり、理論的には、三面において等価である。

2. 「国内」と「国民」の概念

さて、一国の領域内でおこなわれる生産活動を考えると、それに従事する生産者——個人、企業および各種の団体——は、その大部分が、正規の「居住者」であるが、ほかに「非居住者」も存在している。ここで、一国の領域とは、たんに国境によって区切られる政治的版図のみならず、在外公館や、他国の領海ないし領空における、当該国の船舶または、航空機なども含まれる。

また、「居住者」と「非居住者」の区別については後述するが、必ずしも「国籍」によって規定されるものではない。

さて、一国の領域内における生産活動によって生ずる付加価値の総計は、「属地主義」による生産、または、たんに「国内生産」とよばれる集計値であ

る。

この付加価値のなかには、上記のようにその国の正規の「居住者」が提供した要素サービスに帰属する部分のほかに、「非居住者」によって提供された、要素サービスに帰属すべき部分が含まれている。

他方、「居住者」が、外国の居住者（当該国からみれば「非居住者」）に対して提供した要素サービスに帰属すべき付加価値は含まれていない。

国内生産から前者を除き、後者を算入すると、その結果は「属人主義」による生産、または「国民生産」とよばれる集計値となる。

このように「国内」と「国民」の概念は、同一用語の使いわけによって規定されるが、この場合、「居住者」の決定が問題となってくる。ここで「居住者」とは、個人だけでなく、法人や政府機関その他団体を含めた、取引主体に関しても規定されるものである。また、国籍によって一義的に規定されるものでもない。一般には、米国商務省が採用している多数決原理が基準とされる。これは、①常住地、②業務遂行地、③雇主の所在地、の3条件のうち2条件以上をみたすものをもって、該当する地域の居住者と規定しようとするものである。

しかしながら、この原則にしたがうとしても、実際には、判断の困難な場合が生ずる。その場合には、IMF（国際通貨基金）方式の「国際収支作成提要」が示す判断にしたがうことが通例である。

また「生産」についてのみならず「支出」についても、「国内」と「国民」の区別は、同じように規定できる。

3. 「総」と「純」の概念

国民所得は、国民によって生産された「純生産物」の合計であることは最初に述べたが、生産活動の過程において、あらたな生産物のなかに投入されてゆく価値には、原材料などの中間生産物のほかに、機械や、設備のような固定資本の価値の減耗部分がある。この部分は、当該期間以前における生産物の価値であるから、当期の純生産物の合計には計上すべきでない。「純」の2番目の意味はこれである。

しかしながら、この減耗部分の測定は、理論的にも、実際的にもきわめて困

難な場合が多い。実際の計算法としては、企業経理における減価償却引当を基礎として推計をおこなわざるをえない。したがって企業経理における恣意的な要素もそのまま入りこむ余地がある。

したがって、固定資本減耗引当前の「総生産」の概念が、最近では多く利用されるようになってきた。このことは、けっきょく資本形成を「純資本形成」ではなく、「総資本形成」として把握することに帰着する。

4. 評価の問題

一定期間における国民の純生産物の合計（すなわち国民所得）は、種々の財貨とサービスの集まりである。これらの質的に異なる財貨とサービスを、どのようにして「国民所得」や「国民総生産」のような一義的な数値としてまとめることができるであろうか。それには、もっとも普遍的な尺度である貨幣単位によって評価して、合計する以外に方法はない。すなわち、国民所得は個々の純生産物の貨幣価値額 $V = \text{その数量}(q) \times \text{その価格}(p)$ の合計としてあらわされる。

しかし、一つの財貨・サービスにしてもそれが取引される状態の相違——例えば、生産者と卸売業者間の取引、小売業者と消費者間の取引——によって、異なった価格をもっている。この例では、前者が生産者価格であり、後者が消費者価格といわれるものであるが、一般的には、ともに市場価格である。

しかし、国民所得勘定では、いわば「生産の境界」（財貨・サービスの生産および中間取引と、最終取引との境界）を超える取引価格、すなわち、最終購入者が最終生産物にたいして支払う価格のみを「市場価格」と称している。

「間接税」が存在する場合には、「市場価格」によって評価される最終生産物の総価値額は、生産要素に対して支払われる所得（要素所得）の総計を、間接税額だけ上回るものとなる。

これに対して逆の作用をおよぼすものが「補助金」であって、いわば「負の間接税」とみなすことができる。

間接税は最終購入者に転嫁され、企業を通りぬけて、財政収入の一部となる。この場合、現行では間接税に見合う政府の生産物がつくり出されるとは考えな

い。したがって、間接税は一種の「振替（トランスファー）」である。

以上のような評価の問題を整理すると、国民所得は、ふたつの表示をもつこととなる。すなわち、

- (1) 要素費用表示の国民所得
- (2) 市場価格表示の国民所得

そして、両者の関係はつぎのように整理される。

要素費用表示の国民所得 + 間接税 - 補助金 = 市場価格表示の国民所得

本書で、「分配国民所得」といているものは、「要素費用表示の国民所得」であり、「国民総生産」（国民総支出）といているものは、「市場価格表示の国民所得」に減価償却などの「資本減耗引当」を加算したものに相当する。

市場価格表示の国民所得 + 資本減耗引当 = 市場価格表示の国民総生産（国民総支出）

つぎに、時価で評価した国民所得を、「名目国民所得」とよぶが、一般に、数量 q と価格 p の積としてあらわすことができることは前述のとおりである。これに対して、 q のみに着目した国民所得を、「不変価格表示の国民所得」あるいは、「実質国民所得」とよんでいる。

「帰属計算」における評価は、その財貨・サービスの市場における価格を採るべきであり、もし、同一の財貨・サービスの市場における価格がない場合には、類似の財貨・サービスの価格から接近することが妥当である。

Ⅲ 国民所得勘定の体系

国民所得や国民総生産の大きさを測定することは、国民所得統計の主要目的の一つであることはいうまでもないが、他方、政策的立場からの一般的要請にこたえて、国民経済を構成するさまざまな取引主体がおこなう取引の相互関連に着目して、所得や生産物の循環を示そうとする勘定方式が発達してきた。

この勘定方式の骨格は、以下に述べるように、国民という巨大な取引主体を、いくつかの部門に分割し、主要な経済活動の識別と、取引形態の性格づけをおこない、一定の取引記録の基準にしたがい、社会会計の手法を駆使して、主要な経済的流れ（フロー）の大きさ、ならびに相互関連を勘定体系に整理し

て示すことにある。

1. 部門分割

部門分割をおこなうには、分類基準が必要であるが、通常ふたつの基準が考えられる。すなわち、(1)、機能的基準、(2)、制度的基準、がこれである。

機能的基準による分割とは、取引主体の集まりを、特定の経済活動に関して同じような行動を決意する取引主体の集まりとみて、これを一つの「部門」とするものである。例えば、個々の家計は、労働という生産要素を提供して生産活動に参加し、その反対給付として得られた所得の効用の極大化するよう行動する。したがって、個の家計は一括されて「家計」部門を構成する。これに対して、個々の企業は、一般に家計から労働を購入して、原材料など、中間生産物の加工変形をおこなうことによって、さまざまな生産物を生産する。そこで、個々の企業は集められて、「企業」部門を構成する。

部門の機能的分割に対して、政府活動の存在は、困難な問題を提起する。ことに、政府活動が経済活動に占める比率はきわめて高いうえに、その活動は多岐にわたっている。一方で、消費主体であるとともに、他方では企業活動も行っており、しかも、政府でなければ与えることのできない独得のサービス（行政、裁判、社会保障、教育など）をつくり出している。

したがって、すべての政府活動を一括して「政府」部門とすることは、機能的基準から妥当ではない。ここに、政府活動を、①公共的サービスを提供する純粋の政府活動、と②政府の企業活動とに大別して、前者を「一般政府部門」とし、企業活動を行なう部分を、前述の「企業」部門に含める考え方が、なりたち、国際基準においても採用されている。

しかしながら、本書における「政府」部門では、この分割を行なっておらず、一般政府のほかに、企業活動をも含めた、制度的基準による「政府」部門が示されている。

このようにして、「一般政府」部門を確立するならば、国民経済は、大きく、3つの基本的部門に分割することができる。すなわち、(1)企業部門、(2)家計部門、(3)一般政府部門、がこれである。

しかし、この基本的部門分割は、例えば企業部門を民間企業、公共企業、政府企業等に分類するならば、上述の機能的基準が一貫しているとはいえず、制度的基準が混在してくることは明らかである。

3つの基本的部門は次のように定義できる。

① 企業部門

一般に少なくとも生産費をまかなえる価格での販売を目的に、財貨・サービスを生産している会社・商社・団体等である。その範疇には以下のものが含まれる。

(a)法人企業、(b)非法人企業（農家その他の個人業主）(c)住宅所有者の資格での家計および民間非営団体、(d)企業にサービスを提供する民間非営利用団体、(e)政府、公共団体によって所有され、もしくは支配されている企業（公社、政府企業など）。

② 家計部門

正規の居住者である個人および、家計に対してサービスを提供する民間非営利団体。

③ 一般政府部門

企業活動以外のすべての政府活動（例えば、行政、国防、教育、保健など）をおこなう、中央、地方の政府および公共団体が含まれる。

2. 経済活動の識別

国民所得の基礎概念として「生産」活動がとられることはすでに述べたが、生産物の流れ（フロー）に着目した場合、ほかに、「消費」と「資本形成（投資）」の活動が区別され、合計3つの主要な経済活動の概念があることがわかる。部門分割とならんで、この3つの経済活動の識別によって、経済循環を整理記録することができる。

いま、単純化のために、経済全体を一部門とみなし、政府および海外の取引を無視するならば一定期間における国民の純生産物の合計である国民所得（Y）は、この期間に消費される部分（C）と次期以降に繰越される部分（I）とからなる。

$$Y = C + I \quad (1)$$

他方、国民所得(Y)の処分としては、当期に消費されるか(C)、貯蓄されるか(S)のいずれかであるから、

$$Y = C + S \quad (2)$$

(1), (2)式から、当然に、

$$I = S \quad (3)$$

これは、ケインズの「一般理論」における恒等式をあらわしていることはいうまでもない。経済循環はここで3つの経済活動の基本的概念によって、①生産活動、②処分(消費)活動、③資本形成(投資)活動に整理できる。この関係は、3つの勘定形式に整理しても同じことである。すなわち、

生産勘定		処分勘定		資本形成勘定	
国民所得(Y)	消費(C)	消費(C)	国民所得(Y)	資本形成(I)	貯蓄(S)
	資本形成(I)	貯蓄(S)			

ついで、上述の各部門に対して、それぞれこれら3種類の勘定を設けることが、原理的には理解できるであろう。こうすると、合計9個の勘定が設けられることとなる。しかし実際の勘定体系では、表示をかたんにするためと、より重要な経済的流れに力点を置くこと、ならびに基礎資料の制約からも、かなりの変更が加えられることとなる。同時に、先に無視した政府および海外の取引が当然に各勘定に入ってくることになる。

3. 取引の形態

取引主体の行動に着目して経済部門の分割をおこない、主要な経済活動の識別をおこなうことによっていちおう、国民所得勘定の骨格をうかがい知ることができたのであるが、経済活動が表現されるところの各種の取引について若干の考察をしておくことが国民所得勘定の理解のために有効であろう。

ここでは、取引というものを、その対象の相違に着目して、区別しようとするのである。

取引には、まず、取引主体間における財貨・サービスに関する取引があり、これは「実物対象」に関する取引といわれる。国民所得勘定における主たる関心はこれである。これに対置されるものは、債権・債務の発生消滅ないし移転

をその内容とする、「金融対象」に関する取引である。一般に、「実物対象」に関する取引においても、取引主体間における給付と反対給付の等価関係において取引が成立するから、実物対象の流れと反対の方向に、「金融対象」の流れが生ずるのが普通である。

しかし、「贈与」や「振替 (トランスファー)」とよばれる取引は、取引主体間において、反対給付を伴わない、一方的な「金融対象」ないし「実物対象」の流れである。このように、反対給付の有無によっても取引の区別をすることができる。国民所得勘定には、この両者の取引があらわれる。

さて、国民所得勘定における主たる関心のある取引は、「家物対象」に関する取引にはちがいないが、「資本形成勘定」は、「実物対象」の取引と「金融対象」の取引が結びつく場であることを示している。すなわち、例えば後述の勘定体系(案)においてみるように「外国に対する債権の純増」——現行の勘定では「国際収支差」とよんでいる——が、国民所得勘定における唯一の「金融対象」に関する取引である。

個々の企業について、「資本形成勘定」を考えるならば、当然、債権、債務の関係が生ずるが、いったん国民経済全体として「資本形成勘定」が統合されるならば、国内における債権・債務は相殺されて、消滅し、外国との債権・債務関係のみが残って、国民所得勘定にあらわれることとなる。

しかし、部門別の「資本形成勘定」がつくられるならば、部門間の「金融対象」に関する取引が、重要な役割を帯びて登場してくることになる。

4. 取引記録の基準

経済活動の表現としての取引は、例えば財貨の販売・購入についてみても、その売買契約が行なわれる時点、実際に財貨が引渡される時点、あるいは、反対給付が支払われる時点など、いろいろの時点において記録を行なうことが考えられる。これらの時点は、国民所得勘定が対象とする一定期間内において完結する場合もあるが、(この場合は、記録時点に多少の遅れがあっても、同一期間内の流れとして記録されるから問題はない。)、必ずしも、同一期間内に完結せずに、いくつかの期間にまたがる場合がある。

したがって、取引を記録する時点を定めておかないと一定期間における経済的流れの量が相違してしまう。

通常、国民所得勘定においては、「発生主義」という方法が採用されている。これは、取引主体が、取引契約を行なう時点をもって取引記録の時点とするものである。これに対して反対給付の支払時点をもって、取引記録の時点とする方法を「現金主義」とよんでいる。

しかし、国民所得勘定を作成する場合の基礎資料は、多くの場合、「発生主義」ではなく、「現金主義」がとられている。このため、経済的流れの計測については、それが「発生主義」となるよう調整することが必要となる。しかし「財政収支」の統計におけるように「現金主義」による計数のみが、利用可能であって、それを「発生主義」に調整することの困難なものがある。このような場合には、一般に「現金主義」による流れをもって「発生主義」に対する接近とみなすこともやむをえない措置とされる。

5. 国民所得勘定の構成

すでに経済活動について3つの基本的概念を中心として、生産、処分、および資本形成の各勘定を設置できることは述べた（「2 経済活動の識別」参照）。すなわち、

「生産勘定」は、取引主体の生産活動に関連した収入と支出を示すものである。その貸方には、この部門で発生した売上収入と補助金ならびに、在庫の純増が含まれる。これに対して、借方には、他部門から生産活動のために購入した財貨と非要素サービス、間接税、固定資本減耗引当など、生産費が示される。こうすると、借方で残る項目は、この部門で発生した「要素費用(所得)」に等しくなる。これは、生産活動によって、この部門がえた稼得分の総計をあらわすものである。

「処分勘定」は取引主体の所得の処分活動に関連した収支を示すものである。貸方には、生産活動への参加によってえた所得（生産勘定から）と、投資所得、および海外と他部門からの「経常的振替(トランスファー)」が示される。借方には、消費支出、税、および海外と他部門への経常的振替のような経常

支出と、貯蓄が示される。

「資本形成勘定」は、資本形成のための資金源泉と使途を示すものである。貸方には、処分勘定から振替えられた貯蓄のほか、資本減耗引当（生産勘定から）および、海外と他部門からの資本的振替と借入（債務の増加）が示される。借方には、この部門の資本形成と、他部門への資本的振替ならびに、貸付（債権の増加）が示される。

ここでは、最後の勘定をかりに「資本形成勘定」とよんでおいたが、国連標準方式では「資本調整勘定」、OECD方式では「資本取引勘定」とよんでいるものである。部門別の資本形成ではなくて、国民経済全体の資本形成を示す勘定は、「総貯蓄・投資勘定」または、「統合資本形成勘定」とよばれ、この場合には、借入と貸付は、対外国の部分のみが勘定にあらわれることは前に述べたとおりである。

また、振替取引については、同一部門の振替は相殺されて、いつさい勘定にあらわれず、他部門との振替のみが勘定にあらわれる。

振替を「経常的振替」と「資本的振替」に区分して表示することは、経済分析上、有意義ではあるが、これらの概念の区分は、比較的最近のことに属しており、また、このような概念を認めるとしても、基礎資料の制約から、統計操作が不可能な場合が多く、ECAFE方式や、わが国の場合には、この概念区分を採用せずに、振替は、一括、「経常的振替」としてとり扱われている。

現実の国民所得勘定は、種々の観点から、原理的な勘定体系をかなり変更したものとなることは前述のとおりである。わが国の場合にも同様であって、その詳細は、現行の国民所得勘定にみられるとおりである。その内容については後に述べることとする。

ここでは、参考として、国民経済計算審議会が、採用しようとしている勘定体系（案）を掲げて読者の参考に供することとする。

その勘定体系は6個の主要勘定と、付属表からなるものであるが、ここでは主要勘定だけを紹介する。

第①勘定は「国民総生産と総支出勘定」である。これは、本質的には、国民

経済の統合生産勘定であって、「国民」概念が採用されている。

しかしながら、通常の生産勘定との相違点は、「補助金」の項目が貸方（受取）から借方（支払）へ移されて控除項目とされ、また逆に、海外からの財貨・サービスの購入である「輸入と海外への所得」が、借方から貸方へ移されて控除項目とされる2点である。

勘定の貸方は、まず国民経済の消費支出を示しており、これは「民間消費支出」すなわち、家計と民間非営利団体の消費と、政府の消費支出である「政府の財貨・サービス経常購入」に分けられている。

つぎに、国内総資本形成が示される。この構成項目は勘定には示されないが、固定資本形成と在庫の純増である。

「輸出」は、国民経済の観点からは、最終生産物の需要となる。「海外からの所得」があわせて計上されているが、これは外国に対して提供された要素サービスに対する対価であり、次の項目における「海外への所得」は、逆の意味もっている。これらの要素サービスに対する所得の受払が、計上されるのは、この勘定が、「国民」概念によっているからである。

さて、消費、資本形成および輸出の合計は国民経済の活動によって生産され、需要された最終生産物の総額を示すもの（総需要）であるが、しかし、この中には、輸入生産物が含まれている。この総需要から、この輸入部分を控除することによって、まさに、「国民総生産」に等しい集計値がえられるが、これは、各部門による支出の市場価格による総計であって、「市場価格表示の国民総支出」とよばれる。

勘定の借方は、国民経済の生産活動における付加価値の総計を、市場価格によって評価したものである。このため、「要素費用表示の国民所得」に、評価上の調整項目として、「間接税」が加算され、「補助金」が控除される。なお、「資本減耗引当」は、「総」生産の概念によって表示されるための調整項目である。これらの項目の合計が、「市場価格表示の国民総生産」となっている。

第②勘定は「統合所得分配勘定」であって、統合処分勘定の意味もっている。第1勘定の借方にある「要素費用表示の国民所得」が、本勘定の貸方に移

されるとともに、借方には、生産面において生ずる付加価値と海外からの純要素所得の総額の再分配、すなわち最終受取者別の所得項目が示される。

「雇用人所得」、「個人業主所得」、「個人の財産所得」および「法人企業から個人への振替」の4項目は、家計および民間非営利団体が受取る所得である。

「法人留保」は、民間法人企業の未分配利潤を示す。「法人税」は、民間法人企業の剰余から政府へ振替えられる税および税外負担である。

「政府の事業および財産所得」は、政府企業の剰余および政府所有の財産から生ずる要素所得である。

控除項目として「公債利子」と「消費者負債利子」が示されるのは、これらが生産活動によって生ずる付加価値とはみなされないにもかかわらず、上記各項目の総額に含まれているためであって、最後に一括控除することによって、「要素費用表示の国民所得」に到達する。

第③勘定は、「個人の処分勘定」である。貸方には、家計および民間非営利団体が受取るすべての要素所得と他部門からの振替の合計が示されて、「個人所得」を形成する。借方は、個人所得の処分形態を示すものであって、消費支出と、税および他部門への振替の支払が計上され、個人所得とのバランス項目は「個人貯蓄」となる。

第④勘定は、「政府の処分勘定」である。貸方は、各種の税および税外負担のほかにも他部門からの振替の受取、ならびに、政府部門に帰属する要素所得（政府の事業および財産所得）が合計されて、「経常収入」を形成する。

借方は、この「経常収入の処分」を示すものであって、消費支出と、他部門への振替が示され、経常収入とのバランス項目は、「政府経常剰余」となる。

第⑤勘定は、「統合資本形成勘定」であって、各部門の資本形成勘定の統合を示す。この勘定は「総」概念で示されている。

貸方は、各部門における貯蓄が集められて総貯蓄（源泉）となり、借方は、「国内総資本形成」と「外国に対する債権の純増」が、示されて、国民の総資本形成（使途）をあらわす。